所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる入所者の状態は、次の通り。

・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹
・蜂窩織炎

（Ⅰ）

治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に１回に連続する７日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものである。

（Ⅱ）

治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に1回に連続する 10 日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、１月に連続しない１日を 10 回算定することは認められないものである。介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修に受講していること。

・2021 年度は算定無し

2022 年度		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
肺　炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯状疱疹	人数	0	1	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0
	日数	0	7	0	0	0	7	21	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0